

ネット情報をもとに「遺産分割協議書」を
作成する際に問題となることは？

講師：税理士・社会保険労務士・行政書士 安達 幸男

事務所：春日井市烏居松町5丁目31番地 三原ビル6B

電話：0568-56-8877

【ワークシート】

はじめに、今日のテーマである「ネット情報をもとに「遺産分割協議書」を作成する際に問題となることは？」について、皆さんがどのような理解・認識を持っているかについて、確認させていただきます。YES、NO でお答えください。

1 相続手続をするに当たり、「遺産分割協議書」は必ず作成しなければならない？

YES ・ NO

2 ネットの遺産分割協議書ひな形を参考に、自分で「遺産分割協議書」を作成しても特に問題はない？

YES ・ NO

3 一旦署名押印した「遺産分割協議書」も、再度やり直しができる？

YES ・ NO

4 相続税の申告をしないので、「遺産分割協議書」は司法書士に作成依頼してもよい？

YES ・ NO

5 遺産の分け方（遺産分割の仕方）によって、相続税が変わることがある？

YES ・ NO

6 一人暮らしの父が死亡した。相続人は子2人（いずれも自宅あり。）。空き家となった自宅を売却するときことを検討しているが、相続では共有名義としてよい？

YES ・ NO

(目次)

○はじめに

- 1 「遺産分割協議書」とは何か？ なぜ作成が必要なのか？
- 2 ネット情報をもとに作成する場合の問題となる点は？

○まとめ

○はじめに

近年の日本では、超高齢化社会となり、相続（死者数）の件数も毎年 150 万人くらいとなっています。一方で、相続税の申告書の提出件数は、約 10 万件以上となっており、都市部では、地価の高騰もあって、8～10 人に 1 人が相続税の申告書を提出する状況になっております。

一方で、平均寿命がかなり延びた影響で、相続人の年齢も 50 歳台から 60 歳代が中心となっております。この世代の特徴としては、パソコンを使える、ネットで各種情報を収集する、といったことがありますので、相続に関しても、ご自身でいろいろと調べながら、「遺産分割協議書」、「相続登記」などの書類を作成したり、中にはご自身で「相続税の申告書」を作成したりしている方も見えます。

しかしながら、ネット情報をもとに「遺産分割協議書」を作成すると、一番大きな問題は、税金の関係（相続税の節税、土地譲渡の税金の節税など）で税の負担が重くなるのか、税の軽減を受けることができなくなるといった問題が生じてしまうことがあるということです。

そこで、今日のセミナーでは、ご自身でネット情報を参考に「遺産分割協議書」を作成する場合の注意事項や問題点について考えてみたいと思います。

遺産分割協議書（サンプル）

本 籍 愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 31 番地

最後の住所 愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 31 番地

被相続人 甲 野 太 郎

生年月日 昭和 20 年 1 月 1 日

死亡年月日 令和 7 年 2 月 10 日

相続人甲野一郎および甲野二郎は、被相続人の遺産について協議を行った結果、次のとおり分割することに同意した。

1 相続人甲野一郎は、次の財産を取得する。

(1) 土地 所 在 春日井市鳥居松町 5 丁目

地 番 31 番

地 目 宅地

地 積 300.00 m²

(2) 建物 所 在 春日井市鳥居松町 5 丁目 31 番地

家屋番号 31 番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床面積 1 階 170 m²

2 相続人甲野二郎は、次の財産を取得する。

(1) 預貯金

三菱 UFJ 銀行春日井支店 普通預金 口座番号 12345678

(2) 上場株式（東海東京証券春日井支店預入れ）

トヨタ自動車株式会社 3,000 株

3 本協議書に記載のない遺産及び後日判明した遺産については、相続人甲野一郎がこれを取得する。

以上のとおり、本日遺産分割協議が成立したので、本協議書を2通作成し、各相続人が署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和7年6月1日

相続人 住 所 愛知県春日井市勝川町1丁目1番地

氏 名 甲 野 一 郎 ⑩

相続人 住 所 岐阜県岐阜市神田町2丁目2番地

氏 名 甲 野 二 郎 ⑩

1 「遺産分割協議書」とは何か？ なぜ作成が必要なのか？

「遺産分割協議書」は、次のような目的のために作成しています。

- ①相続人全員の合意内容を明確にして証拠として残すため
- ②相続した預金などの解約のため
- ③不動産の相続登記のため
- ④相続税の申告書の作成のため

通常、作成した「遺産分割協議書」には、相続人全員の「印鑑証明書」を添付した上で、金融機関や不動産登記などの相続手続をすることになります。

なお、「印鑑証明書」については、金融機関によっては、3か月以内のものを求められることもありますので注意が必要です。

相続手続を自分でやらない方は、遺産分割協議書の作成を依頼する相手先としては、①相続税申告書の提出が必要な方は税理士に、②申告は必要なく不動産が大半の方は司法書士に、③不動産、預金、株式などの相続手続が必要な方は行政書士に、となっているのかもしれませんが。

この「遺産分割協議書」には、決まった作成のルールは特にありませんので、皆さん方の中には、書籍やネット情報を参考にして自分で作成している方も多いものと想定されます。

ところで、実務（家庭裁判所の実務）上は、遺産分割の対象となるものは、①被相続人の死亡（相続開始時）に有しており、かつ、②現在も存在している、③分割未了の、④積極財産（プラスの財産）となっています。

したがって、これ以外の物、事柄は、原則として遺産分割の対象にはなりません。

これを踏まえますと、一般的な記載に当たっての注意事項は、次のとおりとなります。

- ① 土地や建物などの不動産については、「登記事項証明書」に記載されているとおりに正確に記載します。
- ② 預貯金については、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、預金名義人を記載して特定します。なお、預金残高については、死亡後の増減がありますので、金額は記載しません。
- ③ 死亡生命保険金は、相続財産ではありません。保険契約上は、保険金を取得する受取人の固有の財産となります。したがって、遺産分割協議書には記載しません。ただし、相続税の関係では、相続財産としてみなされて課税さ

れます（500万円×法定相続人の人数の非課税枠あり）。

- ④ 葬式費用や借入金・債務などの消極財産（マイナスの財産）も、遺産分割の対象にはなりません。

ただし、当事者で負担者、負担割合を決めた場合には、遺産分割協議書に記載することは構いません。

- ⑤ よくあるケースで、相続開始前後に払い戻された預金（特定の相続人が使い込んだお金など）があった場合、基本的には遺産分割は現在ある財産を分けるものですので、遺産分割協議の対象になりません。ただし、相続人全員の合意の上で、引き出し金の合計額を「現金」として計上して、遺産分割の対象に計上することはできます。しかし、現実には、なかなか相続人間で合意ができないことが多いようです。

- ⑥ 相続財産の中に賃貸不動産がある場合、相続開始後に発生する賃料収入についてはその帰属が問題となりますが、法律上は相続開始後の賃料収入は各相続人が法定相続分で取得することになりますので、遺産分割の対象にはなりません。ただし、全員の合意があれば、例えば賃貸不動産を相続する相続人が賃料を取得するという内容の条項を入れても差し支えありません。しかし、税務上は、相続開始日から遺産分割成立日までの間の賃料収入は、法定相続分により各相続人が所得税の申告をする必要があります。

- ⑦ 万一、後日新たな財産が把握した場合に備えて、「本協議書に記載されていない遺産及び後日判明した遺産については、相続人〇〇が取得する。」との文言を入れておくと、事後のトラブルを避けることができます。

2 ネット情報をもとに作成する場合の問題となる点は？

ネット情報をもとに「遺産分割協議書」を作成する場合の一番の問題点は、遺産の分け方のみが記載されているという点です（税金のことは触れていません。）。

相続する遺産が、自宅（残された配偶者が同居していた。）と預貯金くらいしかないといった家族では、相続税の心配や実家の売却もありませんので、ご自身でネット情報をもとに「遺産分割協議書」を作成しても、特に問題は生じないかもしれません。

ところで、一般的に弁護士や司法書士が示している「遺産分割協議書（記載例）」では、財産の分け方を記載したものにとどまることが多く、相続税の節税やその後の不動産の処分の際の税金のことまで踏まえた内容までは十分に検討されていないケースが多いのではないのでしょうか。

しかしながら、不動産をたくさん所有している家庭では、遺産の分け方によって、納めるべき相続税額が変わってしまうことがよくあります。

また、遺産の分け方には、①現物分割、②代償分割、③換価分割、④共有分割といった4つの方法がありますが、それぞれの方法にはメリット、デメリットがあります。

このうちのどの方法を選択して分割協議をするかについては、税の負担の問題だけではなく、売却手続のしやすさといった問題もありますので、慎重に検討しなければなりません。

ただし、遺産の分け方について、税法（相続税、所得税）との関係でいえば、どの方法を選択して、どのように分けるのが節税につながるかは、専門家でも

なかなか判断が難しく、それこそケースバイケースであるとしかたえませんが、ネット情報でもこの点について余り詳しく記載しているものはありません。

要するに、相続税を少しでも節税したいとか、相続した不動産を売却することを検討している場合には、ネット情報をもとに自分で「遺産分割協議書」を作成すると、どのような分割方法を選択するのがよいか、誰がその不動産を取得するのがよいか、また、その後の相続税の申告のことや相続した不動産などを処分した際の税金（所得税）のことはどうなるか、といった問題までは十分に記載（情報提供）されていないため、場合によっては、相続税や所得税の節税につながらないこともありうるということです。

そして、残念ながら、いったん「遺産分割協議書」を作成して相続人全員が署名押印してしまうと、後から税金のことを計算したら、やはり当初の遺産分割をやり直したいとなっても、（法的には遺産分割のやり直しが可能であっても）税務署との関係では、後からのやり直しは認められないとなってしまいます（なぜならば、遺産分割のやり直しをすると、新たに贈与税の問題が生じてしまうからです）。

税金の節税との関係では、具体的には、次の2点で問題になります。

(1) 相続税の節税のこと

相続税が最も節税できる方法は、小規模宅地の特例を適用することです。

この特例は、同居する家族の生活の場所を確保することや生活の糧となっていた賃貸不動産などを確保すること（相続税納税のために自宅などを処分することがないようにする）を目的としております。

自宅敷地の相続でいえば、小規模宅地の特例が適用できるのは、①配偶者、

②被相続人と同居（生計一に）していた親族、③家なき子、に該当する者だけです。

小規模宅地の特例が適用できれば、居住用宅地の評価額については、330㎡まで△80%の減額ができますし、賃貸用宅地の評価額については、200㎡まで△50%の減額ができます。このほかに事業用宅地の評価額については、400㎡まで△80%の減額ができます。

ところで、この特例の適用要件は、非常に複雑になっておりますので、適用の判断については税理士でないとなかなか難しいケースも中にはあります。仮に適用要件を満たさない者がその不動産を取得すると、全く相続税の節税を図ることができません。

また、適用可能なケースであっても、①適用可能な不動産が複数ある場合にどの不動産について適用するのか（限度面積までは複数の土地に適用できます。）、あるいは、②適用可能な者が配偶者と子があり相続人が複数いる場合には誰に適用するか、③居住用宅地、事業用宅地、貸付事業用宅地と3つあり併用適用が可能なケースではどの組合せを選択するのがベストか、といったことも問題になります。

できれば相続人各自の取得希望を考慮しながら、この特例を最大限に適用できるような遺産分割を行うことがベストではないでしょうか。でも、その判断を踏まえた遺産分割協議書を作成することは、おそらく税理士でないと難しいのではないのでしょうか。もちろん、相続税や所得税の節税のことよりも、この遺産を取得したいという相続人の希望が優先されるべきことは当然です。要は、相続人の取得希望と相続税等の節税とのバランスを検討

してどう考えるかということです。

(具体例)

① H の事例 (自宅敷地のほか生計別の長男の自宅敷地あり)

夫 (厚生年金受給者) が死亡し、相続人は妻と長男 (別居、会社員) の 2 人。遺産は、自宅の土地建物と長男の自宅敷地の 2 つ。長男は実家近くに自宅を建設しており、父母とは生計は別である。自宅は妻が取得し、長男自宅の敷地は長男が取得した。

自宅敷地と長男の自宅敷地の両方に適用 (限度面積まで適用可能) できれば良いが・・・

→ 自宅敷地を相続した妻は特例を適用できる (○)。

生計別なので、長男が取得する長男の自宅敷地には適用できない (×)。

仮に長男が父母居住の自宅敷地を取得しても、適用できない (×)。

② S の事例 (父は一人暮らしで子は 2 人とも自宅あり)

実家に一人暮らしの父 (厚生年金受給者) が死亡した。相続人は、長男と二男の 2 人で、ともに自宅を所有している。要らない実家は売却することとなった。

小規模宅地適用で相続税を節税し、空き家譲渡特例で所得税を節税できれば良いが・・・

→ 相続人は 2 人とも父とは同居していない (生計を一にしていない) ので、相続人のうちのどちらが自宅敷地を相続しても特例は適用できない (×)。空き家譲渡特例は適用できる (○)。

③ Sの事例（広い1筆の敷地に夫婦の自宅と生計別の長男の自宅あり）

広い敷地（1,000 m²）に夫婦の自宅と長男の自宅があるが、父は厚生年金を受給しており、長男は自営業を営んでいる。広い土地は妻名義で、自宅建物は夫名義、長男の自宅は長男名義。相続対策の相談事例である。

自宅敷地について小規模宅地を最大限適用で切れば・・・

→ 居住用の特例適用可能者は、妻が先に死亡した場合の配偶者の夫のみである。夫婦の自宅の敷地部分のみについて適用できる（○）。

夫が先に死亡した場合は、夫は土地を所有していないので適用できない（×）。

ただし、配偶者（夫）は別に配偶者税額軽減の適用を受けられるので節税のメリットが十分に生かせない。

生計別の長男の自宅敷地部分には適用できない（×）。

二次相続（母先に死亡し、その後父が死亡）でも、長男は父の居住する自宅に同居していないので、父の自宅敷地部分を相続しても特例を適用できない（×）。

残念ながら、二次相続では、父が死亡する直前に、長男が父の自宅に同居する以外によい方法が見当たらない。なお、長男は同居している実態が必要で、単に住民票を移動しただけではダメです。

④ Iの事例（たまたま長男が自宅を所有していなかった）

一人暮らしの父が介護施設に入所したまま死亡した。相続人は、長男（東京で社宅に居住）と二男（父の所有の別の土地の上に自宅を建設）の2人である。長男は定年まであと2年のため、退職後は実家に居住する予

定である。長男が自宅を相続した。

たまたま長男は自宅を取得していなかったので・・・

→ 実家は空き家で、被相続人が死亡直前に介護施設に入所していても、自宅を所有しない長男は、家なき子として特例を適用できます(○)。

ただし、要件に該当することを証明する書類をかなりそろえる必要があります(市役所の要介護認定書、介護施設の入所契約書、自宅が賃貸住宅であることの証明など)。

⑤ Hの事例(自宅、賃貸物件多数あり複数可能なケース)

夫が死亡し、相続人は妻、長男、二男、長女の3人。遺産は、自宅、賃貸物件(店舗3)、二男の自宅敷地、長女のマンションと多数あり。

遺産分割の仕方も難しいが、小規模宅地特例の適用も誰に、どれにするかが難しい・・・

→ 特例が適用可能な土地は、自宅(妻が同居、居住用)と店舗3つ(貸付用)となる。ただし、生計を一にしていなかったため、二男の自宅敷地、長女のマンション敷地については、適用できない(×)。

妻が相続する自宅について居住用宅地で特例適用しても、妻には配偶者税額軽減が適用できるのでメリットが少ない。

結果的には、土地の選択に関しては、賃貸物件のうち最も路線価が高い土地について特例を適用した。

⑥ Nの事例(同居する孫はいたが適用できないケース)

実家は二世帯住宅で、1階に父が居住し、2階に長女の孫が居住してい

た。相続人の長女は、マンションを所有していた。父は急に病気で亡くなったため、相続対策（遺言書作成など）は全くしていなかった。遺産は、すべて長女が相続した。孫は、引き続き実家に居住している。

相続対策をしていなかったため今更どうにもならない・・・

→ 長女はマンションを所有している。同居しているのは相続人ではない孫であり、被相続人は孫に対して自宅を遺贈するとの遺言書も作成していなかった。「孫に遺贈する」旨の遺言があれば、孫に小規模宅地適用可能であった。

結果的に、長女にも、孫にも特例適用できない（×）。

多額の相続税がかかった。地主で事前の相続税対策ができていなかった残念な事例である。

なお、注意したい点は、この小規模宅地の特例は、相続税の申告期限（死亡から10か月以内）までに遺産分割協議が成立しないと適用できないことです。遺産分割でもめている場合は、未分割で申告（小規模宅地特例は適用なし）するしかありませんので、納税額も多額になってしまいます（もちろん後日分割成立時には適用できますが、様々な届出手続が必要です）。

また、この特例の適用を受けた宅地については、相続税の申告期限まで所有し、かつ、保有することが要件（配偶者は除く。）となっていますので、急いで処分してしまうと、例え相続時には適用要件を満たしていても、適用を受けることができません（後で税務署に指摘されて、修正申告することになります）。

(2) 相続した不動産を処分すること際の所得税の節税のこと

実家が空き家となっている場合、これを誰が相続するか、そもそも処分するかどうするかは、残された家族にとっては、非常に悩ましい問題です。最近、誰もいない実家は処分して売却代金を全員で分けるという相続人の方が増えてきております。

この要らなくなった実家（空き家）を処分した場合には、処分した人（相続した相続人）は、処分した翌年に所得税の確定申告が必要になります。

所得税（譲渡所得税）の計算は、 $\text{売買代金} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} = \text{譲渡所得}$ （もうけ）として計算し、この譲渡所得に対して、所得税及び市県民税を併せて 20.315%の税金がかかります。このほかに、個人事業主の場合は、国民健康保険料の負担増の問題も生じます。

この譲渡所得に関して、一番の節税になる方法としては、空き家譲渡の特例を適用できれば、譲渡所得（もうけ）から 3,000 万円を控除することができますので、ほとんどのケースで税金がかからないこととなります。

適用要件は、①相続開始前に被相続人の居住の用に供されていた家屋であること、②相続開始直前においてその家屋に被相続人以外に居住していた者がいなかったこと、③旧耐震基準の家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの）であり、土地の引渡時までに建物を取り壊すこと、④相続開始日から 3 年を経過する日が属する年の 12 月 31 日までに譲渡すること、⑤譲渡の対価が 1 億円以下であること、⑥相続時から譲渡時までの間事業の用、貸付の用、居住の用に供したことがないことなどです。

空き家となった実家を譲渡した場合には、この空き家譲渡の特例をうま

く適用できるか否かで、ずいぶんと手取り金額が違ってきてしまいます。

なお、①被相続人が住んでいた居宅で亡くなった場合のほか、㊦死亡直前の数年間は介護施設に入所しており、死亡時には自宅に住んでいなかった場合も、この空き家譲渡の特例は適用できます（①の要件の緩和）。

ただし、いずれにしても、この特例を適用するには、たくさんの必要書類をそろえる必要があるので結構大変ですし、事前に市役所の空き家の確認を受けておく必要もあります。

要は、相続の遺産分割協議時において、その後の処分のことや譲渡した場合の税金の計算のことも検討した上で、遺産分割協議をまとめる必要がある
ということです。

（具体例）

① Hさんの事例

一人暮らしの母が死亡し、相続人は長女（会社員）と長男（会社員、大阪在住）の2人である。2人とも自宅を所有しており、実家は処分することとなった。

分割方法の選択をどうするかが問題・・・？

→ 遺産分割では、換価分割（登記名義は便宜上長女の単独所有とした。）

を選択し、売却代金から諸費用を控除した残りを2分の1ずつで分けた。共有とすると、契約書の署名押印など面倒になる。

所得税の申告は、長女と長男がそれぞれ2分の1ずつ取得したものとして計算して提出した。

各相続人は各々3,000万円控除の適用が可能である。

② Hさんの事例

実家で一人暮らしをしていた父が死亡したので、長男（派遣社員、両親から多額の生前贈与あり）、長女（無職で夫は自営業）、二男（会社員）が協議をした。要らなくなった実家は売却して、売却代金から諸費用を差し引いた残りを、長女と二男の2人で法定相続分（1/2ずつ）により分けることになった（長男は多額の生前贈与あり）。

分割方法の選択として共有、換価分割、代償分割といずれを選択するか・・・？

→ 分割方法として、代償分割を選択して、二男が実家を相続し、二男が売却したため、所得税の申告と納税は二男のみが行った。

相続税の申告では、二男の譲渡所得税（自宅兼店舗であったため店舗部分に対応する敷地部分には特例の適用がない。）の負担を考慮して、代償金の金額を決定した。

このケースでは、長女は、夫が個人事業主のため譲渡所得が発生して国民健康保険の負担増となることを避けたかった（国民健康保険料の算定上は、空き家譲渡特例の適用前の所得を基に計算します。）。

※相続登記を共有（1/3ずつ）とする方法、代償分割の方法により単独名義とする方法、便宜的に相続人の一人の名義とする換価分割とする方法と選択はいろいろ考えられます。

※共有名義とすれば、一人当たり 3,000 万円の控除額が人数分使えますので（ただし、3人以上の場合は各人 2,000 万円控除となります。）、所得税の節税になります。ただし、所得税の申告は、各人が行います。

しかし、共有とすると、相続人間で売却先や売却金額を巡ってまとまらないリスクもあります。

※代償分割とすると、相続人のうちの一人が契約などを決定できますが、事前に代償金の金額を算定するのに非常に手間がかかることとなります。なお、代償金をもらう相続人は、相続税の負担はありますが、所得税はかかりません（個人事業主にとっては、国民健康保険料の負担増もありません）。

※便宜的な換価分割によると、契約などは一人で決定できますが、分配金の計算が面倒になる、各相続人が所得税の申告が必要であるといった点で手間がかかります。

③ S の事例

実家に独り住まいの父が、介護施設に入所した。自宅は空き家となった。父死亡後に、空き家となった実家を相続人 2 人で売却することとした。（死亡直前に介護施設に入所していたとしても、空き家譲渡の特例は適用できます。）

急いで売却しなくてもと考えていると、あるいは、より高く売却したいと考えている、期限が到来してしまう・・・

→ 売却は親戚の不動産業者に依頼することとなったが、いまだに売却はできていないようである。手残り金額を少しでも多くほしいと考えるか、早く処分して負担（維持管理や固定資産税、電気、ガス、水道代など）を免れることを優先するか、といった各人の考え方が意思決定の際に重要になります。

注意したいのは、この空き家譲渡の特例は、相続開始時から 3 年経過した年の 12 月 31 日までに空き家を譲渡（引渡し、代金決済）しなければならないことです。

また、基本的には、売主が引き渡し時までに建物を自己負担で取り壊すことになっております（最近の税制改正により、契約上の買主が取壊費用を負担することも認められています。ただし、買主負担の取壊費用は譲渡収入に計上して計算します。）。

このほかに、一番重要なことは、売買の引渡しの決済よりも前に、事前に市町村の空き家認定を受けておく必要であるということです。確定申告の時になって、あわてて特例を受けようとしても既に遅いということです。

※親が介護施設に入所した場合、親が生存中（生前）に自宅を売却してしまうか（親は居住用財産譲渡の特例適用により 3,000 万円控除あり）、それとも親の死後に売却するか（相続した子は空き家譲渡の特例により 3,000 万円控除あり）は、非常に悩ましい問題です。

居住用財産の譲渡についても、住まなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡すること（家屋を先行して取り壊したときは、取壊し日から 1 年以内に譲渡契約が締結され、かつ、住まなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡すること）が要件になっています。

できれば親が認知症でない間に、親の同意を得て生前に処分できれば、家の中の片付けの負担や処分代金を親のお金で支払えばその分遺産が少なくなるので、ベストな選択なのかもしれません。

逆に、当面の間処分を保留すると、親が施設入所後に認知症が悪化してしまうと、死亡するまで自宅を処分することもできなくなってしまいます。しかも、毎年の固定資産税や水道光熱費の負担も重くかかります。

○まとめ

以上のとおり、税金(相続税)の話は我が家には関係ないという方は別として、理想を言えば、相続した後の相続税の申告の節税や、相続した土地を処分した際の税金の節税まで検討した上で、「遺産分割協議書」を作成したいものです。

この点、税負担のことを踏まえて遺産分割協議書を作成できるのは、税理士(兼行政書士)だけかもしれません。ただし、税理士であっても、相続税の申告書は年に1、2件程度という方や遺産分割は余り得手ではないという方もいますので、事前の無料相談ではその辺りのことをよく聞いた上で判断されるとよいでしょう。

ご自身で「遺産分割協議書」を作成しようと考えている方は、今日のセミナーの内容を踏まえて、不動産をたくさん所有している家族では、専門の税理士に遺産分割協議書の作成と相続税申告書の作成(場合によっては、生前対策として遺言書の作成)を依頼されることが望ましいと考えます。

本日はご清聴ありがとうございました。